

## 廃車（名義変更）の手続きはお済ですか？

軽自動車税は4月1日時点で所有している方に課税されますので次の4点にご注意ください。

### 〔その1〕

車両を処分しただけでは登録が残ることになります。速やかに廃車手続きをお願いします。

### 〔その2〕

盗難に遭われた場合、警察署への届出に加えて、役場への申告もお願いします。

### 〔その3〕

知人等に譲渡した場合は名義変更が必要です。名義変更の手続きをしていない場合、引き続き譲渡前の所有者が納税義務者となり、前所有者に納税通知書が送られます。

### 〔その4〕

自動車税と異なり、軽自動車税には月割課税の制度がありません。そのため、4月2日以降に廃車手続きをした場合、その年度分を全額納めていただくことになります。

4月2日以降に取得・登録した場合はその年度分の軽自動車税はかかりません。

### お問い合わせ

税務課税務グループ ☎01392-2-3131

## 確定申告のお知らせ

令和5年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付期間が、3月15日（金）までとなっております。期限間近になりますと、申告会場が大変混雑しますので、混雑状況によっては改めてお越しいただく場合がございます。

また、受付時間は8時30分から15時00分となっております。他の方の申告に影響があるため、受付時間内にお越しいただきますようお願いいたします。

国税庁のホームページでは、スマートフォンやパソコンなどから所得税の確定申告書を作成し、e-Taxで提出することができます。申告期限間近になりますと、申告会場が混雑し、長時間お待ちいただくことが考えられます。申告の際はぜひ、ご自宅での申告書の作成・提出をお願いいたします。

### e-Taxを利用するメリット

- 税務署や役場窓口に行かずに自宅から申告できます。
- 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提出や提示が不要です。
- e-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付されます。
- 確定申告期間中は、24時間いつでもご利用いただけます。



詳しくはこちら！

### ■お問い合わせ

税務課税務グループ ☎01392-2-3131

函館税務署 ☎0138-31-3171

## 家族葬ホール翼 会員募集

入会金：10,000円 特典：会場使用料30,000円引き

ご入会手続きは平日午後から受け付けております。

ベルコ互助会員様ホールご利用例有。

365日 24時間対応

ホール使用料税込88,000円～  
各種カードご利用いただけます。

〒049-0422 上磯郡木古内町字本町678番地5

TEL 01392-6-7790 FAX 01392-6-7789

ホームページ <http://sora-tsubasa.jp>